



2023年5月26日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社  
代表者名 代表取締役社長 植田 憲高  
(コード番号 5729 東証スタンダード)  
問合せ先 専務取締役企画管理部長 若林 武則  
(TEL 03-3235-0021)

取締役の報酬額改定及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役の報酬額改定（以下、「本改定」といいます。）及び当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議致しました。これに伴い、本改定及び対象取締役についての本制度に関する議案を2023年6月29日開催予定の当社第128回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

## 記

### 1. 本改定について

当社取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第111回定時株主総会において、年額92百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の報酬等は含みません。）とご承認いただいております。今般、当社はコーポレート・ガバナンスのさらなる強化、持続的な発展、社会への貢献を目指しており、優秀な経営人材の育成や確保、経済情勢及び事業環境の変化に伴う取締役の責務の増大等を考慮いたしまして、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額につきましては、年額150百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本改定については、諮問委員会での審議を経たうえで当社取締役会において決定しております。

### 2. 本制度の導入目的等

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をさらに高めるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

#### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割り当ての為に金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、本株主総会において、当社の取締役の報酬限度額は年額150百万円とご承認いただく予定であります。加えて、本制度を新たに導入し、当社取締役の報酬限度額の内枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

### 3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内とし、新たに発行又は処分される当社普通株式の総数は、年1万株以内（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、諮問委員会での審議を経て当社取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲において、当社取締役会において決定します。

なお、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当兼口座管理契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

#### （ご参考）

本株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社子会社の取締役（本社取締役との兼務取締役及び非常勤取締役を除きます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定であります。

以 上